

■林内路網の区分

	林道	林業専用道	森林作業道
①役割	<ul style="list-style-type: none"> ・森林路網の幹線 ・効率的な森林整備(木材輸送等々) ・山村地域の生活路として地域社会と直結 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線となる林道を補完 ・作業道と合わせて木材輸送機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・林道や林業専用道から分岐 ・森林施業地から木材を搬出
②特徴・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車両や木材輸送車等が利用 ・緊急時の迂回路 ・走行性を重視しているため開設コストが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として特定の者が森林施業のために利用 ・地形に追従した線形とし切土・盛土面を低くする ・構造物は必要最小限とするため林道に対して開設コストが低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業を行う特定の者が利用 ・導入する作業システムに応じた路網を作設 ・土構造とし、開設コストが安価
③規格・仕様	林道規程 自動車道1級～3級	林道規程 自動車道2級、林業専用道作設指針	森林作業道作設指針
設計車両	普通自動車(10トン積みトラック(3級は4トン以下))	普通自動車(10トン積みトラック)	2tダンプ・フォワーダ
幅員(全幅)	1級(4.5m)、2級(3.5m)、3級(3.0m)	2級(3.5m)	2.5～3.0m程度
平面曲線*1	1級(R=15以上) 2・3級(R=12以上)	R=12以上	規定なし
縦断勾配*2	1級(14%) 2級(14%) 3級(14%) 以下	2級(14%)以下	現地状況により判断
④施行主体	都道府県・市町村・森林組合	①都道府県、市町村、森林組合等 ② 森林組合、林業事業者	森林組合・林業事業者
⑤維持管理	市町村・森林組合 (林道台帳に登載、林道災害対象)	①市町村 ②森林組合、林業事業者(森林所有者) (①林道台帳に登載・林道災害対象、①と同様可、森林路網台帳(林業専用道)を整備)	森林組合・林業事業者(森林所有者) (森林路網台帳(作業道)を整備)
⑥対象事業	農山漁村地域整備交付金 等	①森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金等 ②森林整備加速化・林業再生基金事業(～H26)	森林環境保全直接支援事業、 低コスト林業基盤整備サポート事業
⑦イメージ			

*1: 安全施設等を設置することで 3級(R=6以上) とすることができる。

*2: 区間延長100m以内に限り 2級(16%以下)、3級(18%以下) とすることができる。